

第4期介護保険事業（支援）計画について

基本的な考え方

第4期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階としての位置付
第3期：平成18年度～20年度 第4期：平成21年度～23年度 第5期：平成24年度～26年度

このため、第3期計画の策定に際して基本指針において示した「参酌標準」の考え方は、

1 基本的に第4期計画の策定に当たっても変更しない。

ただし、

2 療養病床から介護老人保健施設等への転換分等の取扱いを規定し

3 介護予防事業等の効果による認定者数の見込み方について見直し

を行うための改正を行う。

「参酌標準」とは、各自治体が介護保険事業（支援）計画を策定する際に、各種サービス見込量等を定めるに当たり参酌すべきものとして厚生労働大臣が定めるもの。

1 変更しない参酌標準

施設・居住系サービス（介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設（地域密着型を含む。）及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の適正な整備

平成26年度

要介護認定者数（要介護2～5）に対する施設・居住系サービス利用者の割合

37%以下

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設利用者の重度者への重点化

平成26年度

入所施設利用者全体に対する要介護4、5の割合 70%以上

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の個室・ユニット化の推進

平成26年度

3施設の個室・ユニット化割合 50%以上

特養の個室・ユニット化割合 70%以上

2 療養病床から介護老人保健施設等への転換分等を規定

医療療養病床からの転換分

第4期計画の策定に当たり、医療療養病床から介護老人保健施設等への転換分については、一般の介護老人保健施設等とは別のサービス類型として一体的に取扱うこととし、年度ごとのサービス量は見込むが、必要定員総数は設定しないものとする。

この結果、定員超過を理由とする指定拒否等は生じないことになる。

介護療養型医療施設からの転換分

介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換分については、当該転換分を含めて、施設種別ごと、年度ごとの必要定員総数を定める。

その際に、転換分以外の介護老人保健施設等の必要定員総数を、別途「非転換分必要定員総数」として第4期計画上明記し、非転換分（一般病床・精神病床（認知症疾患療養病棟を除く）からの転換分を含む。）の指定拒否等については、この数値を基準として判断する。

一方で、介護療養型医療施設からの転換分については、同じ介護保険財源の中での種別変更であるため、必要定員総数を理由とする指定拒否等は行わないものとする。

3 介護予防事業等の効果による認定者数の見込み方に係る規定についての見直し

介護予防事業等を実施しない場合の要介護者等の数の見込みを基に、全国一律の割合で介護予防事業等の効果を見込むのではなく、各保険者が、当該地域における介護予防事業等の実施状況及び今後見込まれる介護予防事業等の効果を勘案して、要介護者等の数の見込みを定めることとする。

現 行

見直し（案）

介護予防事業及び予防給付を実施しない場合の要介護者数等の数の見込みを基に、

各年度において、要介護状態等に該当しない状態から要支援1若しくは要支援2又は要介護1へ移行する者の合計数を、前年度の介護予防事業の対象者数の概ね20%減らし（介護予防事業の実施効果）、かつ

各年度において、要支援1若しくは要支援2又は要介護1から要介護2以上へ移行する者の合計数を、前年度の要支援1から要支援2並びに要介護1の者の合計数の概ね10%減らす（予防給付の実施効果）

ことを標準として定めること。

各年度において、介護予防事業及び予防給付の実施状況並びに今後見込まれるこれらの効果を勘案して、要介護者等の数の見込みを定めること。